

法人

# しょうどしま

法人会

消費税期限内納付

推進運動

No.92

2025 1 月

発行



公益社団法人 小豆島法人会

〒761-4106 香川県小豆郡土庄町甲290番地1  
TEL 0879-62-4303 FAX 0879-62-5230

## 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

### 法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめぐるもの団体として

会員の積極的な自己啓発を支援し

納税意識の向上と

企業経営および社会の

健全な発展に貢献します

### 法人会のキャッチフレーズ

めざします 企業の繁栄と社会への貢献(法人会)

初春を迎え

企業のご繁栄と

皆様のご多幸をお祈り申し上げます

2025年(令和7年) 元日



公益社団法人 小豆島法人会

会長	山西健司
副会長	丹生兼宏
副会長	田村哲也
副会長	太田國博
副会長	葛西孝通
副会長	木下孝達也

丸島醤油株式会社
株式会社 トミウン
小豆島貨物運輸株式会社
まるおモータース株式会社
有限会社 葛西正商店
内海港運株式会社

外役職員一同



# 新年のごあいさつ

公益社団法人 小豆島法人会

会 長 **山西 健司**

新年あけましておめでとうございます。

令和7年の新春にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、会員皆様方より小豆島法人会の活動に対しまして、格別のご支援とご協力を賜りまして、心からお礼を申し上げます。本年もなにとぞよろしくお願い申し上げます。

昨年も、一昨年から続くロシアのウクライナ侵攻や、それに続くイスラエルの隣国地への武力攻撃が、ともに一般市民や幼児を含む多数の子どもへの被災状況報道が、全世界へ毎日のように報道される日々が今日まで続いております。

それに続く小麦や石油を始めとして様々な物品の価格上昇が、日常生活へ影響しガソリン代、電気料金等の高騰となり、それにともない食料品を含む諸物価の高騰につながり、毎月毎月何百品目の値上げが法人各社の経営をまた個人の家計を圧迫してきております。

一方、政府は労働賃金の引上げを経済界へ要請を続けておりますが、法人各社の経営努力や製品価格への価格転嫁にも限界があり、経営課題に繋がってまいります。また現下の非課税控除額103万円の引上げについては、パートで働く労働者の労働意欲が計られるようにとの施策の推進ではありますが、時間給の増大による固定費増大が、法人経営の先行きを危うくするものと考えられます。

また全国的な少子高齢化と人口減少問題は、当法人会管内におきましても、従業員の雇用の確保と消費拡大を願う製造業を中心とする島内経済における喫緊の課題でもあります。このような中ではありますが、法人会におきましては、全国法人会総連合並びに全国各地で活動している単位法人会と連携して、昨年年末までに、税制担当の国会議員の皆様を始め、都道府県知事・同 議会議長様に、単位会におきましては市町村長・同 議会議長様に令和7年度税制改正に向けた提言活動を行いました。

令和6年度も管内法人事業者様を対象に、「定額減税を含む年末調整実務研修会」を、土庄税務署様のご支援のもと、両町において開催することができました。

小豆島法人会は他の税務関係団体と協力して、「税のオピニオンリーダー」として公平かつ健全な税制の実現に向けて、小・中・高等学校の児童・生徒の皆さんを対象にした租税教室を積極的に各学校において開催を行い、租税教室後には小学生には「税に関する絵はがき」を、中学生には「税の標語」・「税の作文」等を、高校生には「税の作文」への応募をお願いし、応募された中の優秀作品は「税を考える週間」の11月に、管内の町立図書館において作品展示会を開催し、広く町民の皆様方に観覧をいただきました。

小豆島法人会では、公益社団法人として今年も税制提言活動、租税教室開催への講師派遣、税務研修会の開催、会員企業様への福利厚生活動の推進（大同生命・AIG損保・アフラック生命への加入拡大）、国税や地方税に対するe-Tax・eLTAxの普及促進、法人番号の活用、消費税期限内納付推進運動等の周知及び社会貢献活動としての一般公開講演会の開催を実施してまいります。

小豆島法人会では、このように引き続いて税に関する情報の提供や周知を行い、研修会等を開催してまいりますので、会員の皆様方の積極的なご参加をよろしくお願い申し上げます。

これらの取組みを行うためには、今年も引き続き税務当局・県・町・税理士会や税務関係団体と連携して、法人会の目的を達成するために努めてまいりますので、講演会や各種研修会に積極的なご参加いただき、様々な知識を得て、経営に活かすことができますようにご期待して、会員企業の皆様方のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年一年が会員の皆様方にとりまして、ご健勝と企業の繁栄を重ねられますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



# 新年のごあいさつ

土庄税務署長

植山 猛

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人小豆島法人会の皆様におかれましては、令和7年の新春を健やかに迎えの事とお慶び申し上げます。

日頃より、山西会長をはじめ会員の皆様には、法人会活動を通じまして、税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことを、心より厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する。」という法人会の理念に基づき、租税教室、年末調整説明会、税法等説明会など、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に積極的に取り組んでいただいております。

昨年は、所得税の定額減税制度が実施されたことから、通常の事業活動に加え、事業者の方々が滞りなく制度への準備・対応を進め、制度開始を円滑に迎えることができるよう、説明会の開催、会報誌への制度周知文の掲載などにも取り組んでいただきました。

また、「税を考える週間」の「税に関する作品展示」や地元開催のイベントにおける税のPR、税金クイズなど、地域に密着した社会貢献活動にも熱心に取り組まれ、着実に成果を挙げておられます。

これもひとえに役員の皆様、会員の皆様、更には事務局の皆様の長年にわたるご尽力のたまものであり、皆様方のこうしたたゆまぬご努力、そして地域社会へのご貢献に対しまして、改めて敬意と感謝の意を表しますとともに、本年も活発な事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

さて、近年、経済社会のデジタル化やグローバル化の進展により、あらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大しています。

こうした中、国税当局といたしましては、引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たし

ていくため、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」を策定し、納税者の利便性の向上、「課税・徴収の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を3本の柱として税務行政を推進していくことを公表しました。

このうち「納税者の利便性の向上」につきましては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現を目指して、これまで以上にe-Tax申告、キャッシュレス納付、電子納税証明書、チャットボットやタックスアンサーを活用した税務相談の利用拡大に取り組んでいくこととしています。

貴会には、特に、キャッシュレス納付のうちダイレクト納付の利用拡大にご協力をいただいておりますが、これは納税者の利便性の向上に加え、現金管理に伴うコスト縮減の観点からも有用な取組でありますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますとともに、他の施策につきましてもよろしくお願い申し上げます。

また、「課税・徴収の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」につきましても、引き続き、様々な取組を実施していくこととしております。

これらの取組を円滑に実施していくためには、従来から私どもと良好な信頼関係を築いていただいている貴会との緊密な連携が必要不可欠であり、本年も引き続き、これまで培ってまいりました相互信頼と協調関係を更に深めながら、税務行政を支える良きパートナーとして共に歩んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

結びに当たり、この新しい年が役員の皆様、会員の皆様、事務局の皆様にとりまして、健康で充実した年となりますようお祈り申し上げますとともに、貴会のますますのご発展並びに会員企業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



# 令和6年度納税表彰式 挙行される！

令和6年11月14日、土庄税務署1階会議室において、令和6年度土庄税務署長納税表彰が授与されました。また、令和6年11月8日には、ホテルマリパレスさぬき（高松市）において、高松国税局長納税表彰が行われ、葛西孝通氏が受賞されました。晴れの受賞者は別掲のとおりです。

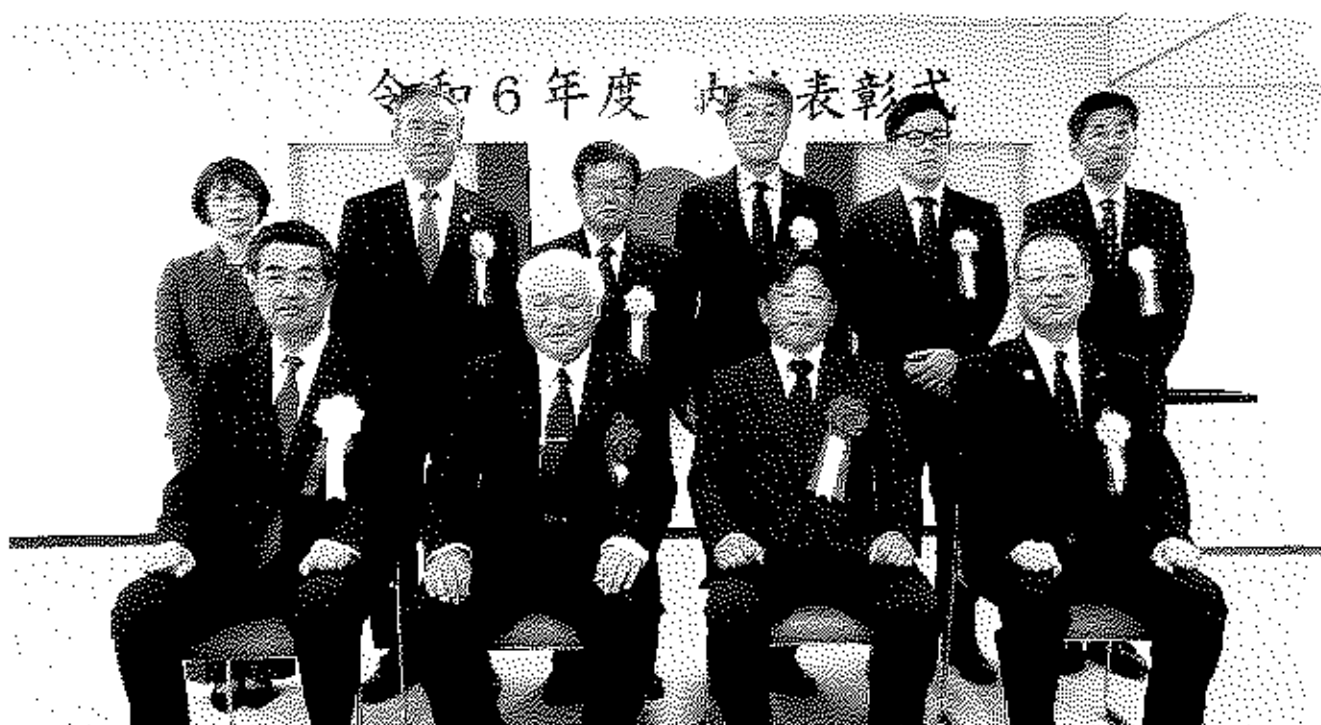
## 令和6年度納税表彰式受賞者一覧

### 【高松国税局長納税表彰】

小豆島法人会副会長 葛西孝通  
小豆郡納税貯蓄組合連合会副会長

### 【土庄税務署長納税表彰】

小豆島法人会理事長 高橋秀年  
小豆島法人会青年部会長



# 令和6年度中学生の税に関する作文等 表彰式挙行される

令和6年11月14日、上庄税務署1階会議室において、令和6年度中学生の税に関する作文等の表彰式が挙行されました。

小豆郡納税貯蓄組合連合会・小豆郡租税教育推進協議会および小豆島間税会が、租税教育の一環として郡内の中学生から「税に関する作文」並びに「税に関する標語」の募集を行い、その入賞者の表彰が行われました。栄えある受賞者は次の方々です。

## 令和6年度中学生の税に関する作文等表彰式受賞者

### 四国納税貯蓄組合総連合会長賞

小豆郡納税貯蓄組合連合会長賞	最優秀賞
土庄中学校3年	上原小花
土庄税務署長賞	
豊島中学校3年	矢妻糸
小豆島中学校3年	向井美春
土庄町長賞	
土庄中学校3年	三浦詩帆
小豆島町長賞	
小豆島中学校3年	奥川唯衣
小豆郡納税貯蓄組合連合会長賞	優秀賞
土庄中学校3年	山下結楓
土庄中学校3年	佐伯莉奈
小豆島中学校3年	小川明依

### 小豆郡納税貯蓄組合連合会長賞

土庄中学校3年	人選	藤戸万叶
土庄中学校3年		中島彩良
小豆島中学校3年		八木郁美
小豆郡租税教育推進協議会長賞		
土庄中学校3年		久山陽莉
上庄中学校3年		港夢羽瑠
小豆島中学校3年		出水汐音
特別賞(四国税理士会上庄支部長賞)		
小豆島中学校3年		山本彩乃
〃(小豆島法人会長賞)		
土庄中学校3年		瀬尾咲名
〃(小豆青色申告会長賞)		
土庄中学校3年		谷瀬 菜
〃(小豆島間税会長賞)		
豊島中学校3年		中津愛唯



税に関する優秀作品受賞者

# 令和6年度税の標語表彰受賞者 (敬称略)

小豆島間税会 会長表彰 土庄中学校3年 原田 匡

## 消費税 僕でもできる 納税の第一歩

土庄税務署 署長表彰

小豆島中学校3年 吉田 あいる

幸せな未来をつくる みんなの税

入選 土庄中学校3年 藤本 唯希

幸せを未来へつなごう 納税で

入選 小豆島中学校3年 谷口 流歌

消費税 みんなの未来を守るもの

小豆郡租税教育推進協議会 会長表彰

小豆島中学校3年 小川 明依

しっかりと税金納め いい社会

入選 小豆島中学校3年 出水 汐音

税金で守ろうみんなの 明るい笑顔

入選 土庄中学校3年 森田 紗菜

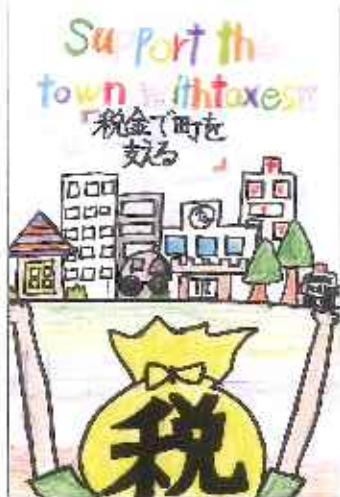
税金で社会をつくる 手助けを

入選 豊島中学校3年 松田 大雅

ふるさとを豊かにしよう 納税で

# 令和6年度税に関する絵はがき優秀作品 (敬称略)

最優秀賞  
池山小学校6年 藤本 瑳琉



土庄税務署長賞  
安田小学校6年 石井 美夕



小豆郡租税教育推進協議会長賞  
上庄小学校6年 三宅 琉莉華



入選  
苗羽小学校6年 森下 遥斗



入選  
安田小学校6年 西本 うめ香



入選  
星城小学校6年 三宅 心々



# 私が税について思うこと

土庄中学校・3年

瀬尾 咲名 さん

私は、普段の生活の中で税金といえば消費税ぐらいしか意識したことがなく、今回この作文を書くにあたって、この国の税金の種類や定義を調べてみました。現在、税金の種類は46種類あり、そんなにあるのかと驚きました。主にある税金の種類は、先述の消費税、所得税や、法人税、住民税等があります。どれも普通の生活をおくるうえで密接に関係しているものでした。税金を集める先は、国に納める国税、都道府県や市町村に納める地方税があります。また、直接納付先に納める直接税、私達が商店やスーパーで買物することで後に事業主が納める間接税と分かります。私が納めている税金は、消費税なので、国税で間接税ということになります。

次に、その集められた税金はどのように使われているのかを調べてみました。私たちが快適な生活を送るためには、道路や橋、公園や図書館、治安を守ってくれる警察などが必要となります。しかし、こうした施設やサービスをすべて個人や会社が提供するのには難しいことから、国や都道府県、市区町村が個人や会社では提供出来ないさまざまなサービス（公共サービス等）を行っています。このように、公共的（特定の個人ではなく、皆が使うもの）なものに税金が使われ人々の暮らしを便利なものにしていきます。このことは、私も漠然と知っていましたが、少し整理しただけで教育、ごみの処理、災害復旧や公共施設の建設費、社会保障や医療費等、様々なものに使われていることを再認識出来ました。歳出の中でも一番大きな割合を占めるものが社会保障費（国費の歳出額の1/3）であり、年金、医療、介護、子ども・子育て等のための資金となっています。私も社会保障額が一番お金がかかるのではと考えていました。それに、国債費、地方交付税が続きます。地方交付税とは、どこでも一定のサービス水準が維持されるよう、国が調整して地方公共団体（都道府県・市町村）に配分する経費のことで、私はこの仕組みを知り、すごいと思いました。また、世界において貧困や飢餓に苦しむ、開発途上国に対しての、経済協力費も税金から歳出されています。こうした国々の生活環境を改善するためには、国際社会が協力して援助する必要がある、日本など経済力のある国々は、開発途上国との対話を進めながら、経済協力を行い、自立を支援しています。この支援は、単にお金を渡すだけでなく、その国が本当に必要としているものを送るような支援であり、多様な支援活動を調べるうちに私は、とても誇らしく感じるようになりました。このように税金について、改めて考えることが出来、私たちの暮らす社会において、どれほど重要かを知ることが出来ました。私も今後は、消費税を支払うことで、社会保障や開発途上国への支援に、役立てよう、取り組もうといった意識を持ちながら買い物しようと思います。



# 安心な日本を税金で

土井中学校・3年

谷 刈 菜 さん

「税金ってほんまに必要なん？」

と税金の勉強をする前の私はよく考えていました。でも税金について詳しく勉強したとき、日本は大いに税金に支えられていることが分かりました。その例として、私たち中学生が普段使っている教科書や実験器具は全て税金で購入されています。その他にも私たち子どもがけがや病気で病院に行ったとき、医療保険という制度で実際にかかる料金よりもずっと安い金額を支払っています。医療保険の制度でまかなえない医療費の不足分を国が税金で補っているのです。このように税金にあまり関係なさそうな私たち中学生でもたくさんの税金で支えられ、生活しています。

そこで私は税金がなくなったら困ることについて調べてみました。まず道路や橋は人や車の行き来、風や雨にさらされ傷んでいきます。でも税金がないと修理することができません。私たちはいつ橋が崩れてもおかしくない危険ととなりあわせです。次に、犯罪を取りしめる警察官がいなくなってしまう。警察官がいなくなると犯罪の多発など安心して生活をすることができなくなってしまいます。また救急車の使用に一回四万五千円ほどの費用がかかってしまいます。私はこの救急車の運用にお金がかかることが税金がなくなったとき一番困ることだと思います。なぜなら、香川県では一日平均六十九件、二十分四十八秒に一件の割合で救急車が出動しています。ですが、救急車の運用が有料になるとお金の心配をして重症でも救急車を呼ばない人が増えるのではないかと思うからです。救えたはずの命も救えなくなるかもしれません。実際欧米などの国では救急車の運用に日本の倍の九万円の使用がかかるため、熱中症などの症状で倒れても救急車を呼べない人がたくさんいます。私はこの事実を知って驚きが隠せませんでした。救急車を安心して呼べるのは日本だけなのです。

私は税金がなくなったら困ることについて調べて、今私たちが安心して豊かな生活ができてるのは、税金の影響がすごく大きいと思いました。

「税金ってほんまに必要なん？」

そう考えていた私も今では税金の大切さをしっかり理解することができました。この先ずっと安心して日本で暮らせるように税金って本当に必要だと強く思います。

令和6年度・中学生の「税に関する作文」

特別賞（小豆清彦中学校会長賞）

## 支え合う社会と税金

豊島中学校・3年

中津愛唯 さん

夏休みの宿題に税の作文が出た。今のところ私が払っている税といえば、消費税ぐらい。ニュースではたびたび増税や減税や脱税と税のつく言葉が行き交っているが、いまいちピンとこない私は母に税金について聞いてみることにした。まずはどんな税金を払っているかについて、母は消費税に所得税、住民税、自動車税に酒税も、言いだしたらキリがないほどいろいろな税を払っているのだと言った。そんなに払っているとは知らなかった。じゃあその払った税金はどこに使われているのかと聞くと、母は「学校や図書館や消防署、役場みたいな公共の建物も税金やし、そこで働く人の給料も税金やし、ダムや道路や水道も税金やし、総理大臣も天皇陛下も税金でご飯食べとるし使い道も言いだしたらキリがないな。必要な所に必要な分だけ使うんやったら誰も文句言わんのよ。いらんところに流れるから腹も立つもんやで。税金払っただけ国民に還元したらええんよ。」と、だんだん愚痴っぽくなってきたので早めに退散して自分で調べることにした。

まずおどろいたのが教科書。小学校に入学してから今まで学校から配られていた教科書は、税金でまかなわれているようだ。それから医療費。私の住んでいる町では十八才まで医療費が無料になる。スクールバス、街灯、駐在所、診療所、公民館、校舎、学校の机や椅子まで、税金はごく身近な所に使われていることを知った。税金なんていまひとつピンとこなかったが、私の普段通りのあたりまえの生活は税金で支えられている。働いて税金を納めてくれる人がいるから、あたりまえの日常を送れていることに感謝しなくてはならない。あと数年後には私も社会に出て働いているだろう。税金がどのように使われているのかを知り、これからも理解を深めていきたい。私たちひとりひとりが豊かで安全な生活を送り、よりよい未来を築くために税金をしっかりと納めて、それが社会のために正しく使われることを心から願っている。

## 便利な納付手続をご利用ください！

国税の納付には、税務署の窓口での納付以外にも、簡単な手続で利用できる便利な納付手続がございます。是非ご利用ください。

納付手続	こんな方におすすめ！	必要なもの	詳細はこちら！
キャッシュレス <b>ダイレクト納付</b> <small>e-Taxによる簡単な操作で 預貯金口座からの引き落とし により納付する方法</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Taxで申告等をされている方</li> <li>・毎月源泉所得税を納めている方など、定期的に納付手続をされる方</li> <li>・日付を指定して納付をされたい方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Taxの納付画面出力の提出</li> <li>・ダイレクト納付利用票出力の提出</li> </ul>	国税庁HP ダイレクト 納付の手続 
キャッシュレス <b>振替納税</b> <small>預貯金口座からの引き落とし により納付する方法</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告所得額や消費税（個人）の確定申告書を提出済みの方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振替成納票の提出</li> </ul>	 国税庁HP 振替納付手続 による納付
キャッシュレス <b>インターネット バンキング等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Taxで申告等をされている方</li> <li>・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Taxの納付画面出力の提出</li> <li>・インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約</li> </ul>	国税庁HP インターネット バンキング等 からの納付手続 
キャッシュレス <b>クレジットカード</b> <small>「国税クレジットカード お支払サイト」で納付する方法</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用できる方</li> <li>・クレジットカードを利用されている方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカード</li> </ul> <small>※はじめての納付の場合には、国税庁HPからクレジット決済の申し込みが必要です。</small>	 国税クレジット カードお支払 サイト
キャッシュレス <b>スマホアプリ</b> <small>「国税スマートフォン決済 専用サイト」で納付する方法</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンをお持ちの方</li> <li>・利用可能なpay払いのアカウント登録をされている方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン</li> </ul> <small>※事前に利用するpay払いのアカウント登録が完了している必要があります。</small>	国税スマート フォン決済専 用サイト 
<b>コンビニ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関が近隣にない方</li> <li>・インターネットを利用できる方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ納付用QRコード <small>※納付画面から「コンビニ納付用QRコード」を印刷し、コンビニに持参する。</small></li> <li>又は</li> <li>・税務署発行のバーコード付納付書</li> </ul>	 三井住友 銀行HP QRコード による納付手続

※ QRコードは、紙デンソーウェーブの登録商標です。

地方税の納付についても、同様のキャッシュレス納付ができます。  
詳しくは、「eLTAX 地方税ポータルシステム」をご覧ください。





消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**

# 計画的な納税資金の積立てを!



## Point 消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

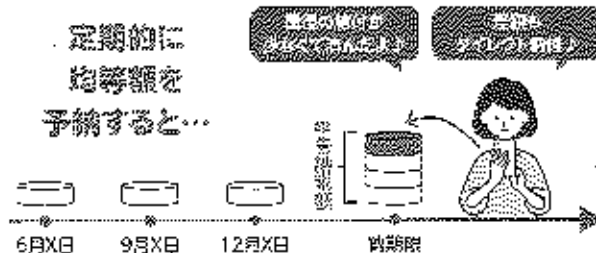
## Point 計画的な納税資金の積立てには「予納ダイレクト」が便利です!

### 予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

### メリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- 盛増税等、納付が遅れた場合のリスクを軽減
- 納税に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。



詳しくは、**国税庁ホームページ**へ

「計画的な納税(資金の積立て)」を検討されている方(予納ダイレクト)へ



●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%	
	対上に対する納税額の日安額	積立目安(月額)	対上に対する納税額の日安額	積立目安(月額)	対上に対する納税額の日安額	積立目安(月額)	対上に対する納税額の日安額	積立目安(月額)	対上に対する納税額の日安額	積立目安(月額)	対上に対する納税額の日安額	積立目安(月額)
1,000	84	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

Point

インボイス発行事業者の方へ 『2割特例』ご存じですか？

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

〔2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要〕へ



●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

売上税額(円)	積立目安額(円)	売上税額(円)	積立目安額(円)
500万円	50万円	10万円	0.9万円
700万円	70万円	14万円	1.2万円
1,000万円	100万円	20万円	1.7万円

●ご注意ください ※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間(10・11・12月分)の取引が申告の対象でしたが、令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター  
☎0120-205-553  
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧



選べる便利な納付方法はこちら！

納税はキャッシュレス納付

納付書不要で納付できます！

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Tax)による口座引き落とし	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット/バンキング等による電子納税	インターネット/バンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を解凍し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「iOPay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書の送付はありません。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

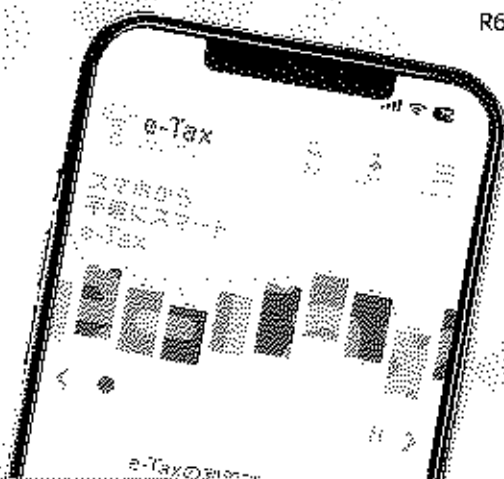
期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁ホームページへ



# 納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!



納税証明書 (PDF) は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

<p><b>メリット①</b></p> <p>いつでもどこでも!</p> <p><b>スマホで 完結!</b></p> <p>タブレットでも!</p>	<p><b>メリット②</b></p> <p><b>手数料が お得!</b></p> <p>1税目1年度あたり370円 ※書面での請求の場合は、 1税目1年度1枚あたり400円</p>	<p><b>メリット③</b></p> <p>期間内であれば <b>何度でも 印刷・使用可能!</b></p> <p>※コンビニエンスストアの 印刷サービスを利用する場合には、 別途手数料がかかります。</p>
---	--	---

**オンラインで  
請求から受取までの流れ**

**① 自宅やオフィスで請求**

e-Taxホームページからログイン  
「納税証明書等の請求(電子交付)」  
を選択。※e-Taxを初めてご利用になる  
場合は、アカウントの作成が必要です。

**② 電子申請**

納税証明書の請求データを作成  
マイナンバーカードを読み込んで  
電子署名を付与。

マイナンバー  
カードが  
必要です!

**③ 電子発行・受取**

メッセージボックスに  
手数料の案内が格納されます。  
インターネットバンキング等で手  
数料納付後、納税証明書データを  
ダウンロードできるようになります。

**留意点** ご利用にあたっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

**税** 国稅庁 国稅庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続きの仕方はこちらから  
<https://www.e-tax.go.jp/e-tax/soft/e-tax/soft/next/1/>



納税証明書をオンラインで請求後、書面交付受取が可能です。



## 納税証明書をオンラインで請求後、窓口で受け取る方法

 方法1 オンラインで請求後、**窓口**で受取


STEP 01


**自宅やオフィスで請求**

e-Taxホームページからログイン後、メインメニューの「申請・届出受検を行う」内の「納税証明書の交付請求(署名書附分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

STEP 02


**税務署窓口で本人確認**
**本人**

- ◎本人確認書類(運転免許証など)※1
- ◎番号確認書類(マイナンバーカードなど)※2

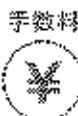
**代理人**

- ◎委任状
- ◎代理人の本人確認書類(運転免許証など)※1
- ◎請求者本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写し※2

※1 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。

※2 個人の方の請求の場合、必要です。

STEP 03



手数料

**手数料の納付**

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。  
1税目 1年度 1枚あたり370円



STEP 04


**納税証明書の受取**

 方法2 オンラインで請求後、**郵送**で受取


請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。

詳しい手続は、e-Taxホームページ内「各課の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料が安くなる場合があります。



金庫庁統一登録制度の申請や建設業許可申請を行う方は、  
**納税証明書が取得不要**の場合があります!

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、次の外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、納税情報の添付を自動化(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)がご利用いただけます。

詳しくは、各申請手続のホームページをご覧ください。

電子署名が可能なポータル

https://www.e-tax.go.jp/portal/



納税情報取得システム(建設業許可申請システム)

https://www.e-tax.go.jp/portal/



## 公益社団法人小豆島法人会第12回通常総会報告



公益社団法人小豆島法人会の第12回通常総会は、令和6年5月24日、小豆島ふるさと村交流センターにおいて、土庄税務署長森川 泉様、香川県税事務所長梶野智喜様、土庄町長岡野能之様、四国税理士会土庄支部長久川博史様、小豆島町・土庄町両商工会ほか、島内税務関係団体から多数のご来賓をお迎えして盛大に開催されました。通常総会は、田村哲也副会長の司会で始まり、会員出席者53社、委任状提出者を合わせて283社の出席で開催しました。

全ての提出議案が原案どおり承認され、第12回通常総会終了後には、小豆島同税会との合同

で、土庄税務署統括国税調査官の富岡秀樹様を講師に「令和6年定額減税」について「と題した税務研修会を開催しました。令和6年6月より事業主の皆様から従業員に支給される給与・賞与に対して、所得税の定額減税が実施されることについて、減税の仕方をわかりやすく示唆していただきました。

税務研修会終了後、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大が危惧されるなかではありましたが、来賓及び出席者の皆様方には会員交流を兼ねた懇親会を開催し、全ての総会等行事が終了しました。

## 香川県法人会連合会総会

令和6年6月26日(水)午後4時から、(一社)香川県法人会連合会第12回定時総会が、J Rホテルクレメント高松において、高松国税局 松香 幸美課税部長、四国税理士会香川県支部連合会 三川博之会長、香川県知事 池田 豊人知事ほか多数の来賓の方々のご臨席のもと、県下法人会より役員多数が出席して開催されました。

この総会の会場において、小豆島法人会より下記の方が、日頃の法人会活動に対して役員功労者表彰を受賞されました。

○ 令和6年度全国法人会総連合会長表彰受賞者	副会長	田村哲也氏
○ 令和6年度香川県法人会連合会会長表彰受賞者	理事	岡田尚士氏
	理事	西口幹男氏

### 令和6年度正副会長等一覧

(敬称略：項不同)

代表理事(会長)	山西 健 司	役職名	女性部会	役職名	青年部会
業務執行理事(副会長)	丹生 兼 宏	相談役	長瀬美佐栄	部会長	高橋秀年
業務執行理事(副会長)	田村 哲也	部会長	西滝絹江	副部会長	森本勝也
業務執行理事(副会長)	城上 哲文	副部会長	渡邊美恵子	副部会長	柳生敏弘
業務執行理事(副会長)	太川 國博	副部会長	太田友美		
業務執行理事(副会長)	葛西 孝通	副部会長	竹本佳子		
業務執行理事(副会長)	木下 達也	副部会長	近本美香		
		副部会長	東山早恵子		

# 令和7年度税制改正に関する提言(概要) 第40回法人会全国大会(鹿児島大会)にて決議される(令和6年10月3日)

## I 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

- ・本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- ・こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

### 2. 企業への過度な保険料負担の抑制

- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

### 3. 行政改革の徹底等

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隣より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- ・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信任は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減 等

### 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

### 3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者には混乱が生じないような制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

土庄 税務署管内  
登録 税理士名簿

土庄 町  
岡 英 一

土庄 町  
池 本 隆 一

小豆島 町  
上 谷 勉 治

小豆島 町  
久 川 博 史

土庄 町  
加 藤 靖 雄

土庄 町  
税理士法人 岡 會 計

小豆島 町  
税理士法人 岡 會 計 内 海 事 務 所

☎ 82-11833番

☎ 82-11833番

☎ 82-11833番

☎ 82-11833番

☎ 82-11833番

☎ 82-11833番

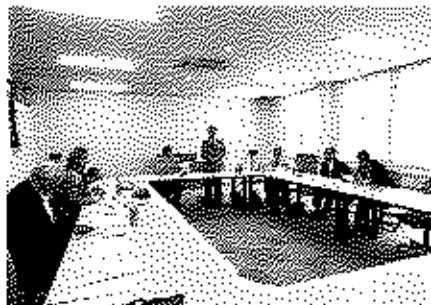
☎ 82-11833番



# 活動報告 ①



監査会 (R6.4.10)



第1回正副会長会 (R6.4.16)



第1回理事会 (R6.4.23)



小豆郡租税教育推進協議会総会 (R6.5.10)



令和6年度税務研修会 (R6.5.24)



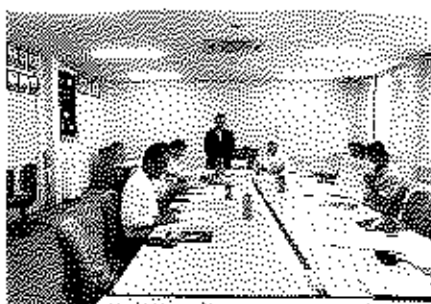
税制委員会 (R6.5.29)



香川県法人会連合会第12回定時総会 (R6.6.26)



第40回法人会全国大会 鹿児島大会 (R6.10.3 鹿児島大会)



第2回正副会長会 (R6.10.17)



小豆島町ふるさと商工まつり (R6.10.27)



第2回税務研修会 (R6.11.7)



土庄町大商業まつり (R6.11.3)



福利厚生制度推進連絡協議会 (R6.11.7)

# 活動報告 ②



女性部会役員会・税務研修会 (R6.5.14)



女性部会交流会議 (R6.6.12)



女性部会社会奉仕活動 (R6.11.21)



女性部会日帰り研修旅行 (R6.12.6)



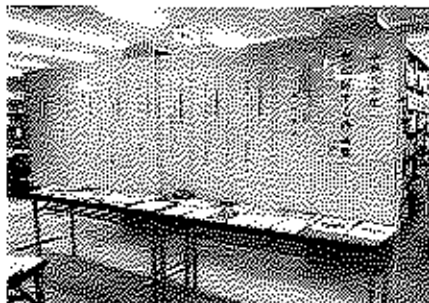
第2回理事会 (R6.11.7)



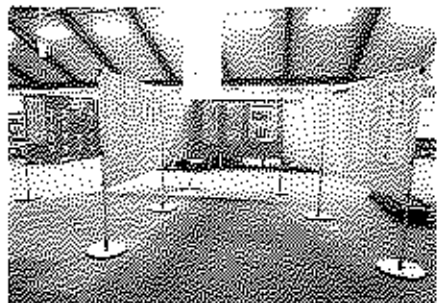
税の作文等優秀作品表彰式 (R6.11.14)



税法等説明会 (R6.11.19)



税の作品展示会 (小豆島町会場) (R6.11)



税の作品展示会 (土庄町会場) (R6.11)



税制改正提言活動 (土庄町) (R6.11.29)



年末調整実務研修会 (土庄町会場) (R6.12.2)



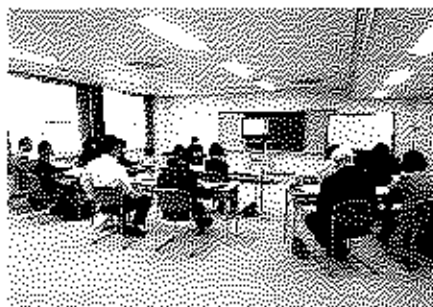
年末調整実務研修会 (小豆島町会場) (R6.11.27)



税制改正提言活動 (小豆島町) (R6.12.9)



# 租税教室



小学生向け租税教室講師養成研修会 (R6.4.25)



皇城小学校 (R6.6.5)



苗羽小学校 (R6.6.21)



安田小学校 (R6.6.24)



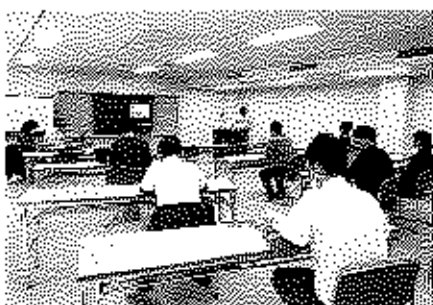
池田小学校 (R6.6.25)



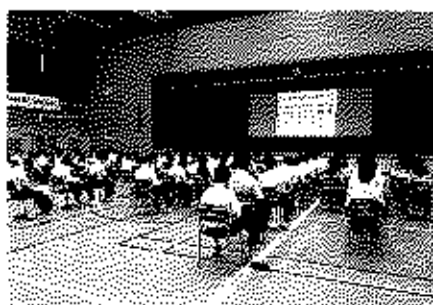
尾島小学校 (R6.7.16)



土庄小学校 (R6.6.10)



中学生向け租税教室講師養成研修会 (R6.6.10)



小豆島中学校 (R6.7.1)



土庄中学校 (R6.7.4)



尾島中学校 (R6.7.16)



# 小豆島法人会よりインターネットセミナーのご案内

小豆島法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/shodoshima/>

小豆島法人会 検索で検索いただけます

インターネットセミナー

※ 画面はイメージとなります。

※ ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード ログイン

**視聴は無料です**

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID:hj3011 パスワード:4303

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

**お勧め** 乱世の時代における  
孫子の兵法とビジネス戦術

イワノ / クレオビス経営大学特任教授  
伊和 浩

**お勧め** 一生使える  
「1分で伝わる」技術

株式会社CFEAP代表取締役  
清水 春子

**お勧め** 成功事例から学ぶ！  
昇給・増益マネジメント(後編)

NFCコンサルティング株式会社 専任講師  
西村 博

	セミナー名	講師	分數		セミナー名	講師	分數
世継・人材育成	古くて新しい万松喜果の経営と人材採用戦略	中野 和宏	47分	一般教養	<b>NEW</b> 江戸幕人のヒットメーカー 尾道屋三郎に学ぶ経営戦略	出口 昇	37分
	【管理職研修】向上と信頼が生む成果へいかに求められているチーム作りとコミュニケーション	山下 人祐	45分		高くて売れる 7つの鉄則	川上 徹也	36分
	“フェムテック”を理解して多様な組織作りで設立する	木川 誠子	23分		コミュニティ経営のすすめ(8)「コミュニティ生協の計画と資金」	北中 義雄	30分
	自ら考え、働き出す子どもの育て方	七田 浩一朗	65分		“人物資本経営”を実現するための10のポイント(後編)	中平 次郎	41分
	金星コミニケーション	北中 知子	28分	<b>NEW</b> 日本から、「思いの連鎖」を探っていく挑戦	山崎 秋寿	40分	
法律	労働問題で足をすくわれない経営を白旗して	米澤 聖吾	61分	経政	“またトラ”×右衛門博でどうなる 2025年の世界と日本経済 <small>公開期：2025年11月未定</small>	岡田 晃	41分
ライフスタイル	<b>NEW</b> どすこいトリビア(4) 笑臉するともらえるもの	日中 知了	5分	特別	初心者でもまわわかる！ 訪記・経理入門セミナー	小野 幸	83分
	<b>NEW</b> 旅先で知っておく「字」の世界へ書道家が楽しく教えます～	高宮 優希	38分	実務	働きながら介護する時代の「仕事と介護の両立術」セミナー	田崎 啓史	47分
	超界者に負われない生活のコツ 第6回 安易な行動を慎む	谷 隆人	6分		ここがポイント！ 就業現地のコクリ方	野澤 百了	25分

掲載講座やタイトルは、変更になる場合がございます。掲載されておらずのタイトルは、ご覧いただけません。

お問い合わせは小豆島法人会事務局まで **TEL:0879-62-4303 (4月には電話番号が変わります)**



## 会員の皆様へ

下記届け出事項に変更がございましたら、お手数をおかけいたしますが FAXにてお知らせください。

### 公益社団法人 小豆島法人会会員届出事項変更届

令和 年 月 日

公益社団法人 小豆島法人会事務局行 (FAX 0879-62-5230)

法人名

代表者名



下記の通り届出事項に変更があったのでお届けいたします。

届出事項	変更前	変更後
フリガナ		
法人名		
フリガナ		
代表者名		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
資本金		

※ 当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、会報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

# 謹賀新年

今年も法人会の

福利厚生制度の普及を通じ

会員企業の役員・従業員と

そのご家族の皆様

に安心をお届けしてまいります

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます

令和七年



〈引受保険会社〉

**Aflac** アフラック

高松支社

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1

高松シンボルタワー16F TEL 087-822-0833


法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

四国支社/  
香川県高松市紺屋町9-6(高松大同生命ビル3F)  
TEL 087-851-4047

 **AIG損害保険株式会社**

高松支店/  
香川県高松市磨屋町8-1(あなぶき磨屋ビル4F)  
TEL 087-851-0196